

# 常任理事会 運営規則

令和5年6月2日制定

この規則は、高知県経営者協会（以下「本会」という。）会則17条に基づく常任理事会の業務内容および運営要領について定める。

## 第1条（構成）

常任理事会は、会長、副会長、常任理事をもって構成する。

## 第2条（業務内容）

常任理事会は本会の事業活動を円滑に推進し、事業目的の達成と活性化をはかるため、総会および理事会で決定した事項の執行にあたりとともに、本会の政策方針および運営に関する次の事項の審議決定を行う。

なお、常任理事会の付議事項は、必要に応じ理事会に報告しその承認をうけるものとする。

- (1) 本会会務の執行状況の検証、労働関係公設委員の推薦に関する事項を審議決定する。
- (2) 本会の円滑かつ発展的な業務運営をはかるため、組織、業務内容、財務等運営基盤強化のための具体的方策を審議決定する。
- (3) 労使関係の安定と、経営労務の刷新向上をはかるため、労働法制、労働行政、労務管理、雇用問題、労働災害対策等、経営労務に影響する諸問題の調査研究と対応方針について審議する。
- (4) 地域産業及び企業の活性化に貢献できる人材の育成をはかるため、能力開発、資質向上等の具体的方策を審議する。
- (5) 事務局の運営に関する事項を決定する。
- (6) その他会長の諮問事項に関して審議する。

## 第3条（開催）

常任理事会は、原則5月、7月、10月、1月、3月に開催し、その他必要な場合は臨時に開催する。

- 2 常任理事会は、会長が招集する。
- 3 常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。

## 第4条（決議）

常任理事会の決議は、出席者の過半数によってこれを決定し、可否同数であるときは、議長の決するところによる。

## 第5条（専門委員会）

常任理事会には、専門事項を調査研究し、具体的方策を樹立する必要がある場合および本会の事業

活動で専従的な審議決定が必要な場合には、専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の委員は常任理事および本会会員、その他の学識経験者のうちより常任理事会の承認を得て会長が委嘱する。

#### **第6条（その他）**

この規則は、必要に応じ理事会の議を経て決定することができる。

#### **第7条（付則）**

この規則は、令和5年6月2日より制定施行する。

以 上